

令和6年第7回定例教育委員会

令和6年7月25日(木) 午後2時30分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長 委員 委員 委員 委員	黒川淳司 須田壽美江 麓美絵 新館忠義 兼子弘詔	説明員	教育部長 教育部次長 学校教育支援室長 総務課長 総務課主幹 学校教育課長 学校教育課参事 教育支援課長 給食センター長 対雁調理場長 生涯学習課長 生涯学習課主幹 スポーツ課長 情報図書館長 郷土資料館長 郷土資料館参事 総務課総務係長	佐藤学 新山千穂 堂前敦 山崎浩克 鎌田和仁 稲田征己 五十川明 水口武 三浦洋 井上滋 田中紀克 星野真 松井正行 表誠 堀井修 兼平志 伊藤麻美
			記録員 傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 北光小学校における水道水の異臭について
- (2) 旧大麻文化財整理室収蔵資料廃棄処分に係る報告書について

2 審議事項

- (1) 令和6年議案第34号
教職員住宅における漏水事故に係る調停及び損害賠償の額の決定について
- (2) 令和6年議案第35号
江別市社会教育委員の委嘱について
- (3) 令和6年議案第36号
江別市文化財保護委員会委員の委嘱について

3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和6年第8回定例教育委員会の日程について

会 議 録	
黒川教育長	(開 会) ただいまから、令和6年第7回定例教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は、配付のとおりであります。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を麓委員にお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 1の報告事項(1)北光小学校における水道水の異臭についての報告を求めます。
山崎総務課長	山崎総務課長お願いします。 報告事項(1)北光小学校における水道水の異臭について、ご報告いたします。資料の1ページをご覧ください。 今月5日、北光小学校において、水道水から異臭がする事案が発生したため、緊急対応を実施いたしました。 1異臭の原因であります、学校敷地内にある江北放課後児童クラブ付近の埋設水道管を掘削したところ、土から石油臭がすることを確認しました。石油臭がする周辺を迂回して上水道管を仮設したところ、臭いはしなくなったことから、この場所で石油が上水道管に触れたことにより、管を通して水道水に臭いが移ったものと判断したものであります。 ここで、3ページをご覧ください。上水道の経路図であります。図の下側、上水道管は地中で、道道江別奈井江線から学校敷地内に引き込まれ、放課後児童クラブ付近を通り、分岐して校舎、プールそれぞれにつながっております。×印が、土から石油臭を確認した地点となります。 1ページにお戻り願います。2土に石油が浸み込んだ原因であります、江北放課後児童クラブからの聞き取りによりますと、令和4年4月に、同クラブの灯油タンクの配管が地中で切れ、修繕したことがあったとのことですが、灯油流出量は不明であります。 しかしながら、2年以上前の出来事であり、流出量も不明であるため、教育部といたしましては、これが今回の直接の原因と判断することは難しいものと考えております。 次に、3経過であります、7月5日、北光小学校が水道水から微かに臭いがすることに気付き、総務課へ報告、このため、水道水の使用を中止し、調査など緊急対応を開始したものであります。 7月11日、放課後児童クラブ付近で、上水道管周辺の土から石油臭を確認、7月15日、迂回させた上水道管の仮設工事が完了し、18日には、水質基準に適合していること、及び石油臭がしないことを確認したことから、19日から水道水の使用を再開しました。 2ページをお開き願います。4緊急対応であります、①飲料水等の供給に関しましては、校舎内及び放課後児童クラブに、飲料用水ペットボトル、手洗い用給水タンクを配置しました。 ②プール授業に関しましては、7月12日は授業を中止、19日の授業は、プール槽の水入替えのため、23日へ延期しました。 ③児童の健康への影響に関する専門家への相談といたしましては、公益財団法人日本中毒情報センター及び市内小児科医に相談したところ、いずれも、体調不良を訴えている人がいないのであれば、健康被害が起きている可能性は極めて低いとの見解でありました。このため、7月19日、北光小学校から保護者へ、児童の体調不良など思いあたる点があれば連絡をお願いする旨を通知しており、現時点ではこれに係る報告等はない状況であります。 ④専門事業者等による各種調査、⑤上水道設備工事等に関しましては、記載の内容を実施しました。 次に、5今後の対応といたしましては、石油臭のある土の範囲の特定、除去、埋め戻しと、現在仮設により使用している上水道管の復旧を行う必要があり、これらは8月中旬までに完了する見込みとなっております。 以上です。
黒川教育長	ただいま報告のありました、北光小学校における水道水の異臭について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) 恐れ入りますが、私からお聞きしてもよろしいですか。 7月23日に延期したプール学習は、予定どおり実施できたかどうかは把握されていま

山崎総務課長 黒川教育長	すか。 山崎総務課長お願いします。 実施したと教頭からお聞きしております。 その他、質問等はございませんか。 麓委員お願いします。
麓委員	7月5日金曜日に連絡があったということですが、翌週月曜日からはもう、子ども達はい不便なく、この給水タンクを使って手洗い等が行われたのでしょうか。
山崎総務課長	7月5日に臭いがするというのに気づきまして、市の水道部に連絡を取り、支援を要請いたしました。この結果、災害用の給水タンクを借りることができ、次の月曜日の朝から、校舎の水道の蛇口がある所に配置することができました。以上です。
黒川教育長	その他、質問等はございませんか。 それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)
堀井郷土資料館長	次に、報告事項(2)旧大麻文化財整理室収蔵資料廃棄処分に係る報告書についての報告を求めます。 堀井郷土資料館長お願いします。 報告事項(2)旧大麻文化財整理室収蔵資料廃棄処分に係る報告書について、ご説明いたします。
	本件につきましては、令和5年10月の定例教育委員会で収蔵資料の廃棄処分について、概要を説明させていただいたところですが、その後、江別市文化財保護委員会に報告し、収蔵資料の取り扱いにおける問題点や今後の保存、管理のあり方について、文化財保護委員会からご意見を伺い、この度、報告書としてまとめたことから、この内容に基づき、再発防止に向け取り組んでまいります。 次に、文化財保護委員会の開催状況であります。令和6年2月に廃棄処分の概要について、報告を行っております。ここで本件の問題点及び再発防止策について、多くの意見が出されたことから、再度、文化財保護委員会で協議することになったところです。その後、5月に報告書の修正案について協議を行ったところですが、再発防止策について、再度意見が出されたことから、これを踏まえて7月に最終案をまとめたところであります。 次に報告書の内容についてご説明いたします。別冊資料の1ページをご覧ください。 1ページから2ページにかけては、昭和53年度の郷土資料の収集開始から、令和5年6月の収蔵資料の廃棄処分、その後の関係機関への報告経過等を記載しております。 この間、平成17年9月及び令和2年3月にアスベストの濃度測定等の試験を行い、令和2年5月に廃棄処分を決定しております。 次に3ページをご覧ください。 3ページから12ページにかけては、廃棄処分した資料の特定方法、資料件数とリストを記載しております。廃棄処分した資料数は460点で、4ページ以降は資料のリストを記載しております。 次に13ページをご覧ください。 13ページには、収蔵資料を寄贈いただいた方への対応状況を掲載しており、寄贈者の所在地が確認できた方には、お詫びの文書を送付するとともに、所在不明の寄贈者に対しては、市のホームページで周知を行っているところであります。 次に15ページをご覧ください。 15ページには、本件の問題点と再発防止策を記載しております。 文化財保護委員会では、この問題点と再発防止策について意見があり、4の問題点に記載の5点のとおり整理いたしました。 1点目としましては、本来であれば適切な管理のもとで保存・活用すべきものである文化財が廃棄されたこと。 2点目として、「資料廃棄」という方針案及びアスベストの除去方法等について事前に教育委員会や文化財保護委員会に相談し、助言を求めなかったこと。 3点目として、文書決裁ではなく、教育部内の口頭協議によって、廃棄処分を決定したため、決定に至るプロセスや責任の所在が不明瞭となったこと。 4点目として、廃棄処分決定後も教育委員会や文化財保護委員会への報告を行わず、適切な情報共有がなされなかったこと。

	5 点目として、対象資料を特定せずに廃棄処分を行ったため、寄贈者への対応、関係機関への報告を速やかに行うことができなかったことを、問題点としております。 5 の再発防止策では、記載の 3 点のとおり整理いたしました。 1 点目としましては、文化財の保護とコンプライアンスの徹底ということで、職員の再学習と文化財保護に関する意識啓発や物品管理規則の一部改正により、収蔵資料が規則に基づいて管理すべき市有財産であることを明確にするとしております。 2 点目として、資料収集、管理及び活用の透明性、客観性を担保する体制構築として、資料の保全・管理等に関する重要な事項については、文化財保護委員会から指導・助言を受けるとともに日頃から関係機関や関係団体との連携を図ることとしています。 3 点目として、本件の一連の経過等を文書記録に残し、市内部で共有することを目的に、本報告書を今後も共有し、再発防止に取り組むこととしております。 なお、アスベストの試験結果報告書と分析結果報告書は、別紙 1、2、廃棄した資料の写真を別紙 3 のとおり添付しておりますので、ご参照ください。 郷土資料館としましては、この報告書の内容を職員間でしっかりと共有し、今後、適正な文化財の保存・活用に努めてまいりたいと考えております。 以上です。
黒川教育長	ただいま報告のありました、旧大麻文化財整理室収蔵資料廃棄処分に係る報告書について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) 私から 1 点よろしいですか。 問題点等のところに、教育委員会や文化財保護委員会に相談し、助言を求めなかったとありますので、今後は、このような処分等については、教育委員会にも諮るということでしょうか。
堀井郷土資料館長	再発防止策の(2)で、資料の保全、管理等に関する重要な事項については、速やかに文化財保護委員会から、指導・助言を受けとなっておりますけれども、文化財保護委員会に報告するような重要な事項については、教育委員会にも報告をさせていただくことになると考えております。
黒川教育長	その他、質問等はございませんか。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 続いて、2 の審議事項に入ります。
山崎総務課長	審議事項(1) 令和 6 年議案第 3 4 号 教職員住宅における漏水事故に係る調停及び損害賠償の額の決定についての説明を求めます。 山崎総務課長お願いします。 議案第 3 4 号 教職員住宅における漏水事故に係る調停及び損害賠償の額の決定について、ご説明いたします。議案の 1 ページをご覧ください。 令和 5 年 2 月に発生した教職員住宅における漏水事故に関しましては、市と、被害を受けた 4 入居者の間で直接示談交渉を行い、これまでの定例教育委員会でご審議等いただいたとおり、3 者との間で示談が成立しております。 一方、1 者につきましては示談成立に至らず、その後は、裁判所の調停により交渉を続けてきたところでありますが、この度、札幌簡易裁判所から提示された調停案に基づき、損害賠償について双方合意する見込みとなりました。 このため、本件調停を成立させ、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、令和 6 年第 3 回江別市議会定例会において議決を求めたいと考えておりますことから、教育委員会のご承認をいただきたく、ご審議をお願いするものでございます。 それでは、1 賠償の理由であります、令和 5 年 2 月 8 日、市が管理する教職員住宅で発生した、未入居住戸の上水道メーターの凍結破裂に伴う漏水による、階下住戸入居者の家財等を汚損した事故に係る損害賠償です。 2 損害賠償の額は、1, 2 3 2, 4 2 3 円、3 調停の申立人は、浸水被害を受けた当該住宅 1 0 3 号室の入居者です。 次に、4 事故の概要であります、2 ページをお開き願います。

黒川教育長	発生場所、発生日などは記載のとおりであり、これまでのご説明と同じであります、本議案の対象である１０３号室に関しご説明いたしますので、３ページをご覧ください。 ページを横にいただき、左は当時の入居状況と浸水範囲を記載しております。４階建、住戸数１６戸、うち当時入居８戸だった建物であり、浸水範囲は、網掛け部分、１０３号室の位置は赤枠で示しております。 ページ右は損害状況であり、１０３号室の損害額は、裁判所の調停案として、１，２３２，４２３円と提示されているところです。 続きまして、５調停の概要についてご説明いたしますので、４ページをご覧ください。 （１）事件名ですが、札幌簡易裁判所における事件名は記載のとおりです。 （２）賠償の理由、（３）賠償の金額は、１ページと同じであります。 （４）当事者につきまして、①申立人は１０３号室の入居者、②相手方は江別市であります。 （５）経緯ですが、①令和５年５月から市と申立人の間で直接示談交渉を行ってきたところ、同年１２月、当該者が札幌簡易裁判所に調停を申し立てました。その後、裁判所を介して交渉を続け、②令和６年７月１８日、同裁判所から調停案が提示されたものであります。 （６）調停案の要旨につきましては、①から⑤に記載の内容が裁判所から申立人及び市双方へ提示されているところであり、市といたしましては、この調停案に基づき本件調停を成立させ、損害賠償の額を決定したいと考えております。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 須田委員お願いします。
須田委員 山崎総務課長	今回の１０３号室の入居者は大人１名ですが、隣のＣの方はお子さんもいらっしゃることを考えると、Ｄの方の損害額が他の所よりも高い気がするのですが、どのような理由があるのでしょうか。 このことにつきましては、３ページの左側の立面図をご覧いただきたいのですが、漏水した場所との関係だと思われます。 本件の対象である１０３号室は、漏水箇所のほぼ真下でありまして、流れ出た水がそのまま真下に流れて被害が大きくなったと考えられます。 一方で、お隣の１０２号室は、この図は簡略化しているので分かりづらい部分もあり申し訳ないのですが、お部屋がずれており、水が１０２号室に入りこむ量が少なかったことで、被害に差が出たとご理解いただければと思います。以上です。
須田委員 山崎総務課長	現在は、この被害にあった住宅は、どのような状態なのでしょう。 このＢ棟でございますが、実際に事故に遭われたＡ，Ｂ，Ｃ，Ｄの方のうち、このままこちらに住んでいるのは、Ｂの方とＣの方でございます。この２世帯は、当然修繕等を行うことになりましたが、このままここにお住まいになっておられます。 それから、本件の対象でありますＤの方は、隣のＣ棟の同じ間取りの部屋に住み替えを行っており、現在空室のままとなっております。 それから、Ａの方は、事故が起きたあと、ご自身で他にお住まいを確保されて、そちらに転居されました。以上です。
須田委員 山崎総務課長	この住宅は、今後も使えるようにしたのでしょうか。 今回の事故があったかどうかとは別の話となりますが、現在、教職員住宅が古くなっていくのに合わせて、順次廃止していくということにしております。よって、今回の教職員住宅につきましても、現在入居している教職員の人事異動等による退居を待って廃止することになっておりますので、新しく入居できるように修繕するということはないとご理解いただければと思います。
黒川教育長 新館委員 山崎総務課長	その他、質問等はございませんか。 新館委員お願いします。 今の回答に付随することですが、３０４、２０４、１０４と未入居だったところは、水が漏れた状況のままということでしょうか。 新館委員がおっしゃられたとおり、事故当時お住まいになられていなかったところは、換気等をして、水分を抜く作業はしたのですが、壁を補修するとか、床を張り替えるといった、もう１回住めるような状態に戻すという復旧作業は一切行っていないという状況で

黒川教育長	ございます。以上です。 その他、質問等はございませんか。 (質疑なし) それでは、令和6年議案第34号 教職員住宅における漏水事故に係る調停及び損害賠償の額の決定についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項(2) 令和6年議案第35号 江別市社会教育委員の委嘱についての説明を求めます。
田中生涯学習課長	田中生涯学習課長をお願いします。 議案第35号 江別市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。 江別市社会教育委員は、社会教育法第15条第2項及び江別市社会教育委員条例第2条に基づき委嘱しているものでありますが、現委員の任期満了に伴い、今回新たに委員を委嘱しようとするものであります。 資料1ページをご覧ください。 1の委員候補者につきましては、各団体等から推薦を受けた者8名及び公募委員2名、計10名であり、2ページに添付している委員名簿のとおりであります。 次に、2の委員の任期につきましては、令和6年8月1日から令和8年7月31日までとなっております。
黒川教育長	以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和6年議案第35号 江別市社会教育委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。
堀井郷土資料館長	次に、審議事項(3) 令和6年議案第36号 江別市文化財保護委員会委員の委嘱についての説明を求めます。 堀井郷土資料館長をお願いします。 審議事項(3) 令和6年議案第36号 江別市文化財保護委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。 資料をご覧ください。 江別市文化財保護委員会は、文化財の指定及び保護について教育委員会の諮問に応ずるため、江別市文化財保護条例に基づき設置され、その委員は、学識経験者の中から教育委員会が委嘱することとなっております。 現在委嘱しております10名の委員が7月31日を以って任期満了となることに伴い、新たに委嘱しようとするものであります。
黒川教育長	1の委員候補者については、2ページ目の名簿のとおりでございます。 各委員候補者の専門分野につきましては、摘要欄に記載のとおりです。 次に、2の委員任期は、江別市文化財保護条例施行規則第2条の規定で2年と定められており、令和6年8月1日から令和8年7月31日までとなっております。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和6年議案第36号 江別市文化財保護委員会委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。
山崎総務課長	続いて、3のその他に入ります。 次回教育委員会予定案件及び日程について、説明を求めます。 山崎総務課長をお願いします。 今回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、令和6年度第1回学校一斉公開アンケート集計結果について、セラミックアートセンター開館30周年記念 鈴木藏

黒川教育長	の志野展の開催結果について、令和6年度青少年キャンプ村「こんがり王国」の実施結果について、審議事項として、令和7年度に使用する小学校用教科用図書の採択について、同じく中学校用教科用図書の採択について、同じく小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について、などを予定しております。 また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、8月30日金曜日午後2時からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。 ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は、8月30日金曜日午後2時からということで、皆様よろしいですか。 (一同了承) 以上をもちまして、第7回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)
-------	--

終了 午後3時05分

署名人（教育長） 黒川 淳司

署 名 人 麓 美絵